「令和６年度マイクロソフトライセンスの調達業務」

入札説明書の様式集

（目　　　次）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

|  |  |
| --- | --- |
| １．仕様書交付申請書（記載用）　別紙(１) | Ｐ２ |
| ２．質問書（記入例）　別紙（２）（３） | Ｐ３、４ |
| ３．委任状（記入例）　別紙（４）、（４）－１、（４）－２ | Ｐ５－７ |
| ４．入札書（記入例）　別紙（５） | Ｐ８ |
| ５．封筒（記入例）　 別紙（６） | Ｐ９ |
| ６．入札辞退届兼書類返却届（記載用）　別紙（７） | Ｐ１０ |
| ７．応札条件証明書（記載用） 別紙（８）-1 | Ｐ１１－１２ |
| ８．定価証明書（記載用） 別紙（８）-2 | Ｐ１３－１４ |
| ９．契約書（案）　別紙（９） | Ｐ１５－２０ |
| １０．質問書（記載用） | Ｐ２１－２２ |
| １１．委任状（記載用） | Ｐ２３－２５ |
| １２．入札書（記載用） | Ｐ２６ |

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

別紙(1)

**NO.**

「令和６年度マイクロソフトライセンスの調達業務」

**仕様書交付申請書**

|  |  |
| --- | --- |
| 資料交付申請日 | 令和　　　　年 　月 日 |
| 会 社 名 |  |
| 競争参加資格登録の有無 | 【全省庁統一参加資格保有】有　　　・　　　無※全省庁統一参加資格を保有していない場合は、本競争に参加することはできない。 |
| 部課名及び氏名 |  |
| 住 所 | ※本件記載については、名刺の添付に代えることができます。 |
| 電 話 番 号 |
| E-mailアドレス |

**記入例**

別紙(２)

令和　　年　　月　　日

※（質問書提出日を記入する）

質　問　書

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　　後藤　稔　殿

住　　　所 東京都港区虎ノ門三丁目５番１号

会 社 名 株式会社中小商事

代表者名 代表取締役 中小 太郎

「令和６年度マイクロソフトライセンスの調達業務」に関する

質問書を提出します。

質問事項　①　　　　別紙のとおり

②

③

|  |
| --- |
| 別紙（３）**質問書（別紙）** |
| 件　名：令和６年度マイクロソフトライセンスの調達業務 |
| 会社名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　部署名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担　当　者　名：　　　　　　　　　　　電話番号：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 メールアドレス：　　　　　　　　　　　 |
| No. | 本文、別紙の別 | 資料・頁 | 項番等 | 該当箇所（記載内容） | 質問内容 | 質問理由 |
| 1 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 2 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 3 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 4 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 5 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 6 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

別紙（３）についてはメール送信(PDF不可)の上、別紙（２）と共に別途提出すること。

提出先：　財務部　調達・管理課　担当　吉川あて

E－ｍａｉｌ：　chotatsu@smrj.go.jp

別紙(４)

委　　　任　　　状

私は、　鈴木　一郎　を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する「令和６年度マイクロソフトライセンスの調達業務」に係る業務請負に関し、下記の権限を委任します。

記

１．　入札に関する一切の件

２．　見積に関する一切の件

３．　開札の立会に関する一切の件

その他、委任事項を記入する。

|  |  |
| --- | --- |
| 代 理 人 使用印鑑 | 鈴木 |

令和　　年　　月　　日

委任者

住 　 所　 東京都港区虎ノ門三丁目５番１号

会 社 名 株式会社中小商事

代表者名 　代表取締役 中小太郎 印

本状において委任を受けた者は初度入札より代理人氏名、使用印にて入札すること。

（入札当日は使用印を忘れないこと）

使用印鑑届出印にて応札の場合、代理人相違となるので注意。

本社より支店、現業部の長へ復委任を行う場合、様式(４)―１、(４)―２を参照のうえ復委任状を作成すること。

**委任状は初度入札時の封筒には封入しないこと。**

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　後藤　稔　殿

別紙(４)―１

委　　　任　　　状

私は、○○事業部長　佐藤　二郎　を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する「令和６年度マイクロソフトライセンスの調達業務」に係る業務請負に関し、下記の権限を委任します。

記

１．　見積及び入札について

２．　契約の締結について

３．　保証金の納付、還付の請求及び領収について

４．　代金の請求、受領及び物品の収受について

５．　復代理人の選任について

その他、委任事項を記入する。

|  |  |
| --- | --- |
| 代 理 人 使用印鑑 | 佐藤 |

令和　　年　　月　　日

委任者

住 　 所　 東京都港区虎ノ門三丁目５番１号

会 社 名 株式会社中小商事

代表者名 　代表取締役 中小太郎 印

本社より支店、現業部の長へ復委任を行う場合、様式(４)―１、(４)―２を参照のうえ復委任状を作成すること。

**委任状は初度入札時の封筒には封入しないこと。**

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　後藤　稔　殿

別紙(４)―２

復　　委　　任　　状

私は、○○事業部　鈴木　一郎　を復代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する「令和６年度マイクロソフトライセンスの調達業務」に係る業務請負に関し、下記の権限を委任します。

記

１．　入札に関する一切の件

２．　見積に関する一切の件

３．　開札の立会に関する一切の件

その他、復委任事項を記入する。

|  |  |
| --- | --- |
| 復代理人 使用印鑑 | 鈴木 |

令和　　年　　月　　日

委任者

住 　 所　 東京都港区虎ノ門三丁目５番１号

会 社 名 株式会社中小商事

　　　　　　　 ○○事業部長 佐藤二郎 印

本状において復委任を受けた者は初度入札より復代理人氏名、使用印にて入札すること。

（入札当日は使用印を忘れないこと）

使用印鑑届出印にて応札の場合、代理人相違となるので注意。

本社より支店、現業部の長へ復委任を行う場合、様式(４)―１、(４)―２を参照のうえ復委任状を作成すること。

**復委任状は初度入札時の封筒には封入しないこと。**

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　後藤　稔　殿

**記入例**

別紙(５)

入　　　札　　　書

（価格評価）

　金．　　　　　　　　　　　　　　　　円也

（消費税抜きの金額を記載）

（入札件名）　「令和６年度マイクロソフトライセンスの調達業務」

中小企業基盤整備機構競争契約入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和　　年　　月　　日

住　 所　※全省庁統一資格申請登録に記載の

会社住所、会社名を記入

（社印不要）

会社名　　株式会社中小商事

鈴木

氏　 名　　　鈴木　一郎（※代理人氏名）

委任状または復委任状に押印した代理人使用印鑑を押印する。

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　後藤　稔 殿

別紙(６)

封筒記入例

表 裏

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  独立行政法人中小企業基盤整備機構 分任契約担当役　財務部長　後藤　稔　殿件 名　「令和６年度マイクロソフトライセンスの調達業務」に係る入札書 |  |  　　 　 封 　 緘  　住代理人氏名 会 　所 社 代 名 表 者 名復代理人を立てる場合には、代理人、復代理人の連名とすること |

封筒記載内容は、この必要事項が記載されていれば任意とし、サイズは長３サイズに限るものとする。

別紙(７)

入札辞退届兼書類返却届

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　後藤　稔　殿

入札件名： 　「令和６年度マイクロソフトライセンスの調達業務」

上記入札を辞退するとともに配布を受けた入札説明書・仕様書等について返却いたします。

令和　　年　　月　　日

会社名

代表者名

担当者名

担当者連絡先　　（　　　）

なお、任意辞退者（機構側より本入札の参加資格がないとされた者以外）にあっては、以下の各項目より辞退に至った理由についてご回答ください。〔該当する項目にチェックをしてください（複数選択可）〕。

**Ａ　　競争参加資格について**

□①企業等に求められる業務実績の要件が厳しかった

□②管理技術者等に求められる業務実績の要件が厳しかった

□③管理技術者等に求められる資格要件が厳しかった

□④その他〔具体的にご記入ください　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

**Ｂ　業務内容**

□①落札できる見込みがないと判断した

〔理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　 〕

□②仮に受注したとしても、自社の専門分野・得意分野と異なる内容の業務であり、業務を確実に履行できないリスクがあると判断した

□③仮に受注したとしても、次年度に受注できないリスクがあり、人材の計画的な育成・配置が困難と判断した

□④現時点において必要な技術者等が不足しており、契約履行開始までに必要な体制を整えること等が困難と判断した

□⑤発注ロット（業務規模）が大きく、そもそも受注することが困難と判断した

□⑥他の受注業務を履行中であり、追加して受注することが困難と判断した

□⑦その他〔具体的にご記入ください　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

**Ｃ　手続関係**

□①入札公告又は入札説明会の日から入札書・技術提案書等の提出期限までの期間が短かった

□②業務の目的・内容、求められる成果物、審査基準等が不明瞭だった

□③契約締結から履行開始までの準備期間が短かった

□④履行開始から終了までの履行期間が短かった

□⑤その他〔具体的にご記入ください　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

※本書の提出及び質問事項の回答を理由に以後の入札参加において不利を受けることはありません。

別紙（８）-1

令和　　年　　月　　日

独立行政法人中小企業基盤整備機構　御中

住所

商号又は名称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

応札条件証明書

「令和６年度マイクロソフトライセンスの調達業務」の入札に関し、以下のとおり応札者の条件に適合することを証明します。

なお、落札した場合には、仕様書に従い、万全を期して作業を行いますが、万一不測の事態が生じた場合には、全社を挙げて直ちに対応いたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 条件 | 回答（○ｏｒ×） |
| １ | 独立行政法人中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領第２条及び第３条の規定に該当する者ではないこと。 |  |
| ２ | 独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（規程２２第３７号）第２条に規定する反社会的勢力に該当する者ではないこと。 |  |
| ３ | 令和４・５・６年度の全省庁統一資格を有する者であり、「物品の販売　電子計算機類(217)」、「役務の提供等　情報処理(304)」、「役務の提供等　ソフトウェア開発(306)」、「役務の提供等　その他(315)」の区分のいずれかに登録された者で、「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされている者であること。**（資格審査結果通知書の写しを添付すること。）** |  |
| ４ | 応札条件証明書等提出時点で、マイクロソフト株式会社の指定する「Licensing Solution Partner」の資格を有していること。**（当該資格証明書の写しを添付すること。）** |  |
| ５ | 当該業務の遂行に必要な関連知識及び業務を的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有していること。**（配置する担当者の実績を証する書類（任意様式）を添付すること。）** |  |
| ６ | 経営状況または信用状況などが悪化し、適正な契約の履行に懸念がある者でないこと。**（直近３ヶ年の決算関係資料（貸借対照表、損益計算書）の写しを添付すること。）** |  |
| ７ | 機構または官公庁発注契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。 |  |
| ８ | 現在、中小機構の専門家として業務委託契約を締結している者または専門家が役員等に所属する法人に該当する者ではないこと。 |  |
| ９ | 過去３年以内に情報管理の不備を理由に機構との契約を解除されている者ではないこと。 |  |

【応札条件証明書に対する照会先】

|  |  |
| --- | --- |
| 会 社 名 |  |
| 所属部署 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| E-Mail |  |

【記載上の注意事項】

１．応札条件証明書の様式で要求している事項に対し、条件を全て満たしている場合は回答欄に「○」、満たさない場合は「×」を記載。

２．内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付する。なお、応札者が必要であると判断する場合は他の資料を添付することができる。

３．資料は日本語（日本語以外の資料は日本語訳を添付）、Ａ４版（縦・横）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外は任意。

別紙（８）-2

令和 年　　月　　日

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　　後藤　稔　殿

住　　　所

会 社 名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

定　価　証　明　書

独立行政法人中小企業基盤整備機構の「令和６年度マイクロソフトライセンスの調達業務」に係る入札に関し、別添明細が標準価格であることを証明します。

また、必要な検証作業を実施の上、導入するものであり、各種設定及び想定される障害等への対応を勘案した検証を行うことができるものであることを申し添えます。

以上

別添

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **定価証明明細（消費税抜き）** |  |  |
| **件名：　「令和６年度マイクロソフトライセンスの調達業務」** |  |  |
|  |  |  |
|  |  | 会社名： | 　 |
|  |  | 担当者名： | 　 |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 項　　目 | 合計（円） | 期　　間 |
| １ | Microsoft365 E3　:　 1,770ライセンス |  | 令和６年１２月１日～令和１１年３月３１日（５２ヶ月） |
| 2 | Microsoft365 F3　:　1020ライセンス |  |
| 3 | Exchange Online Plan 1　:　1020ライセンス |  |
| 4 | Microsoft Apps for enterprise　:　1020ライセンス |  |
| 5 | Defender for O365 Plan1　:　3000ライセンス |  |
|  | 合計 |  |  |

※１　項目１～5については、役務費用については、業務内容毎に内容を明記し、内訳を別途添付すること。

※２　項目６以降、その他生じる項目は適宜追加し、内容を明記し、内訳を別途添付すること。

別紙（９）売買契約書条文案

**売買契約書**

１．業務の名称　　令和６年度マイクロソフトライセンスの調達業務

２．契約金額　　　金、○，○○○，○○○円

　　　　　　　　　　　（契約条項第３条に定める消費税相当額を除く。）

３．契約期間　　　令和６年１２月１日(予定)　から　令和１１年３月３１日までとする。

上記の契約について、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「甲」という。）と株式会社＊＊＊＊（以下「乙」という。）とは、契約条項並びに特記事項に基づき、契約を締結する。

本契約の証として本書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和６年　　月　　日

甲　東京都港区虎ノ門三丁目５番１号

　　　　独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　　後藤　稔

乙　東京都××区××丁目×番×号

株式会社　＊＊＊＊

代表取締役社長　　　＊　＊　＊　＊

契　約　条　項

（目的）

第１条　上記の事項について、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「甲」という。）と＊＊＊＊＊（以下「乙」という。）は、別添仕様書に従い以下の各条項により、売買契約を締結する。

（契約保証金）

第２条　この契約に係る契約保証金は、免除する。

（消費税及び地方消費税）

第３条　消費税及び地方消費税は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき算出した額とする。

（契約事項移転の制限）

第４条　乙はこの契約事項を、甲の承諾なく第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

（物件の検収等）

第５条　乙は、物件を甲の指定する場所に納入したときは、納品書を甲に提出し、甲はこれにより物件の検収を行うものとする。

２　前項の検収が終わったときをもって、物件の引渡しがあったものとする。

３　前項の引渡しを終わった日をもって所有権移転の時期とする。

（機密保持）

第６条　乙はこの契約によって知り得た事項について第三者に漏洩してはならない。

（契約不適合責任）

第７条　甲は、委託業務が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

２　前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から１年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

３　乙が第１項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確 に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第１項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第１項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

（対価の支払い時期）

第８条　甲は、物件の引渡しが終わった後、乙から適正な支払い請求書を受理した日から３０日以内に対価を支払うものとする。

（支払遅延利息）

第９条　甲が、前条の時期までに対価を支払わない場合は、乙に対し遅延利息として当該未払い金額に対し、財務大臣が決定する率によって、遅延利息を支払うものとする。

（違約金）

第１０条　甲は、乙が天災その他不可抗力によらないで納期内に物件の納入を終わらせないときは、契約期間満了の日の翌日から納入完了までの日数に応じ、契約金額に対して年利５．０％の割合で計算した額を違約金として甲に支払わなければならない。

（契約の解除）

第１１条　乙が、この契約条項に違反したとき、又は乙の過怠によって納期内に売買契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は、何時でもこの契約を解除することができる。

（その他）

第１２条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議し、書面にてこれを定めるものとする。

２　本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

特　記　事　項

【特記事項１】

（談合等の不正行為による契約の解除）

第１条　甲は、次の各項のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

１　本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき

(1)独占禁止法第４９条に規定する排除措置命令が確定したとき

(2)独占禁止法第６２条第１項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

(3)独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

２　本契約に関し、乙の独占禁止法第８９条第１項又は第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき

３　本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第２条　乙は、前条第１項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

(1)独占禁止法第６１条第１項の排除措置命令書

(2)独占禁止法第６２条第１項の課徴金納付命令書

(3)独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（損害賠償）

第３条　乙が、本契約に関し、第１条の各項のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

３　第１項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

４　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

５　乙が、第１項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項２】

（反社会的勢力の場合の契約の解除等）

第４条　甲は、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（規程第２２第３７号）第２条に規定する反社会的勢力に該当することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（下請負契約等に関する契約解除）

第５条　乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第６条　甲は、第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

３　乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

４　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

５　第２項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

６　第３項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

７　乙が、第３項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第７条　乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　質　問　書

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　　後藤　稔　殿

住　　　所

会 社 名

代表者名

「令和６年度マイクロソフトライセンスの調達業務」に関する質問を提出します。

質問事項　①　　　　別紙のとおり

②

③

|  |
| --- |
| **質問書（別紙）** |
| 件　名：令和６年度マイクロソフトライセンスの調達業務 |
| 会社名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　部署名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担　当　者　名：　　　　　　　　　　　電話番号：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 メールアドレス：　　　　　　　　　　　 |
| No. | 本文、別紙の別 | 資料・頁 | 項番等 | 該当箇所（記載内容） | 質問内容 | 質問理由 |
| 1 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 2 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 3 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 4 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 5 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 6 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

委　　　任　　　状

私は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する「令和６年度マイクロソフトライセンスの調達業務」に係る業務請負に関し、下記の権限を委任します。

記

１．　入札に関する一切の件

２．　見積に関する一切の件

３．　開札の立会に関する一切の件

|  |  |
| --- | --- |
| 代 理 人 使用印鑑 |  |

令和　　年　　月　　日

委任者

住　　　所

会 社 名

代表者名

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　後藤　稔　殿

委　　　任　　　状

私は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する「令和６年度マイクロソフトライセンスの調達業務」に係る業務請負に関し、下記の権限を委任します。

記

１．　見積及び入札について

２．　契約の締結について

３．　保証金の納付、還付の請求及び領収について

４．　代金の請求、受領及び物品の収受について

５．　復代理人の選任について

その他、委任事項を記入する。

|  |  |
| --- | --- |
| 代 理 人 使用印鑑 |  |

令和　　年　　月　　日

委任者

住　　　所

会 社 名

代表者名

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　後藤　稔　殿

復　　委　　任　　状

私は、　　　　　　　　　　　　　　　　　を復代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する「令和６年度マイクロソフトライセンスの調達業務」に係る業務請負に関し、下記の権限を委任します。

記

１．　入札に関する一切の件

２．　見積に関する一切の件

３．　開札の立会に関する一切の件

その他、復委任事項を記入する。

|  |  |
| --- | --- |
| 復代理人 使用印鑑 |  |

令和　　年　　月　　日

委任者

住　　　所

会 社 名

代表者名

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　後藤　稔　殿

入　　　札　　　書

（価格評価）

　金．　　　　　　　　　　　　　　　　円也

（消費税抜きの金額を記載）

（入札件名）　「令和６年度マイクロソフトライセンスの調達業務」

中小企業基盤整備機構競争契約入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和　　年　　月　　日

住　所

会社名

氏　名

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　後藤　稔 殿